

第2章 観光立国の実現と美しい国づくり

第1節 観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国際相互理解を増進するという意義を有する。特に、我が国で、今後、世界に類を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中、観光は、国際相互理解の増進に加え、交流人口の拡大を通じて需要を創出し、我が国経済を活性化させるという重要な役割を担っている。

2 観光の現状

(1) 国民の観光の動向

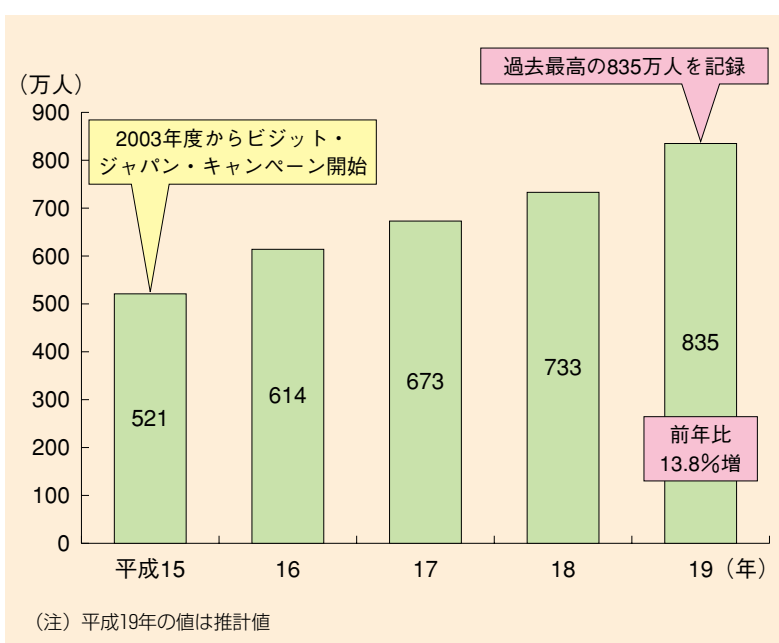
平成18年度の国民一人当たり国内宿泊観光旅行宿泊数は2.72回であり、前年度（2.89回）に比べ減少している。この結果、国民による国内旅行消費額は20.42兆円と、前年度（21.03兆円）比で減少した。他方、18年の国民の海外旅行者数の増加等により、18年度の国民の海外旅行消費額は6.17兆円と、前年度（5.90兆円）比で増加となった。また、19年の日本人海外旅行者数は、前年比1.3%減（約24万人減）の約1,730万人となっている。

(2) 外国人の訪日旅行の動向

平成18年の訪日外国人旅行者数の増加等に伴い、18年度の訪日外国人旅行消費額は、前年度比20.2%増（0.23兆円増）の1.36兆円と大幅な増加となった。

19年の訪日外国人旅行者数は、ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み等を背景として、前年比13.8%増（約102万人増）の約835万人となり、史上初めて800万人を突破した。この結果、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数を合わせた日本の相互往来者数は約2,565万人に達し、過去最高を記録することが見込まれる。

図表Ⅱ-2-1-1 外国人の訪問旅行の動向



(3) 観光産業の動向

① 旅行業

平成18年度の主要旅行業者50社の取扱額は、前年度比2.9%増の約5兆8,679億円となった。

海外旅行については、円安基調であったにもかかわらず、中国及び台湾への旅行が好調だったこと等から、前年度比6.5%増の約2兆6,520億円となった。

外国人旅行については、ビジット・ジャパン・キャンペーンによる我が国の旅行先としての認知度向上、韓国・台湾人観光旅行者に対する査証の免除措置等の要因により、前年度比4.5%増の約305億円となった。

国内旅行については、前年度比横ばいの約3兆1,855億円となった。

② ホテル・旅館業

平成18年度の主要登録ホテルの客室利用率は、全国平均で76.3%となった。また、主要登録ホテル・旅館のうち赤字施設の割合は、ホテルで28.3%、旅館で38.4%となり、17年度に比べ、それぞれ9.1ポイント減、1.5ポイント減となった。

3 観光立国推進基本法の成立と観光立国推進基本計画の策定

観光の持つ意義を踏まえ、平成15年以降、観光立国の実現を国家的な政策課題として位置付け、政府を挙げて様々な取組みが行われたところであり、18年12月には「観光基本法」を全面改正する「観光立国推進基本法」が成立し、19年1月1日より施行された。これに基づき、同年6月には、観光立国の実現に関する基本的な計画である「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画では、これまで重点を置いてきた外国人の訪日旅行に加え、日本人の海外旅行及び国内旅行の促進という3つの視点から取組みを強化することとされるとともに、今後達成すべき5つの基本的な目標が年次を定めて掲げられ、その実現のための具体的な施策が定められた。

【観光立国推進基本計画における5つの基本的な目標】

- ① 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。
- ② 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。
- ③ 日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。
- ④ 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。
- ⑤ 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。

4 観光庁の設置

今後、基本計画の目標達成のためには、関係省庁との連携・調整を強化して、政府を挙げて、総合的かつ計画的に観光立国の実現に向けた施策を強力に推進する必要がある。そのため、機能的かつ効果的な業務の遂行を可能とする体制を整備するとともに、観光行政の責任を有する組織を明確化するため、観光庁を設置することとし、そのための「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出したところである。

第2節 観光立国の実現に向けた取組み

1 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

①官民一体となった観光地づくり
国際競争力のある観光地づくりを推進するため、観光ルネサンス補助制度により、民間組織が実施する外国人受入環境整備事業や人材育成事業等について、市町村が行うまちづくり交付金等による事業と連携しつつ、支援を行っている。平成19年度は新規に10件を選定した（継続案件との合計は22件）。

また、官民が一体となって、観光を軸とした良好な地域づくりを進め、将来的に観光ルネサンス補助制度への移行を目指す調査事業である「観光地域づくり実践プラン」についても、19年度に新たに8地域を選定し、合計45地域において、各地域が策定したプランに即し支援している。

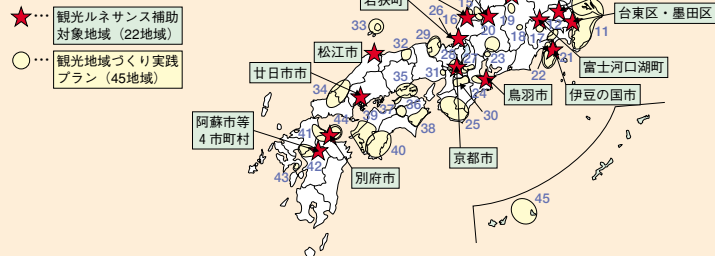
さらに、地元の観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出を促進するため、18年度に有識者や旅行会社からなる「観光まちづくりアドバイザー会議」を全国10ブロックに設置し、19年度は20地域の自治体・観光関係団体・NPO等に対して集中的なコンサルティングを行う「観光まちづくりコンサルティング事業」を実施した。

②「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施

魅力ある観光地づくりのためには、地域の魅力を生かした商品開発、地域プロモーション等のプロデュースが必要であるが、自発的かつ自立的な取組みが十分に行われていない状況である。地域一体となった観光振興の取組みを牽引する人材を発掘し育成した上で、その人材を欲している地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー」モデル事業として平成19年度は5地域5名を選定した。

図表Ⅱ-2-2-1 観光ルネサンス補助制度・観光地域づくり実践プラン選定地域

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 後志地域広域連携観光交流推進協議会（北海道） 富良野市国際観光促進協議会（北海道） 大空町観光まちづくり推進協議会（北海道） 秋田岩手広域地域連携観光交流推進協議会（秋田県・岩手県） 雄物川観光交流地域活性化協議会（秋田県） 環鳥海地域観光交流推進協議会（秋田県・山形県） 最上川流域観光交流推進協議会（山形県） 北上川流域観光地域づくり協議会（岩手県・宮城県） あいつ広域連携観光交流推進協議会（福島県） いわき・北茨城・高萩広域観光推進協議会（福島県・茨城県） ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト推進協議会（千葉県・茨城県） 西さがみ連邦共和国観光交流推進協議会（神奈川県） 信越地域観光交流推進協議会（新潟県・長野県） 能登半島広域連携観光交流推進協議会（石川県） まると白山ファンクラブ協議会（石川県） 加賀市観光交流推進協議会（石川県） 富士山四湖地域広域連携観光交流推進協議会（山梨県） 駒ヶ根もてなしのまちづくり協議会（長野県） 信州安曇野観光ネットワーク推進協議会（長野県） 日本ライン広域観光推進協議会（愛知県・岐阜県） 伊豆観光推進協議会（静岡県） 三島ルネサンス推進協議会（静岡県） 観光地域づくり有松桶狭間観光振興協議会（愛知県） 伊勢二見地域観光交流推進協議会（三重県） 【紀伊山地の霊場と参詣道】広域連携観光交流空間推進協議会（三重県・奈良県・和歌山県） 鯖街道交流促進協議会（福井県・滋賀県） 甲賀広域観光まちおこし協議会（滋賀県） 京都・大津・宇治広域連携観光交流推進協議会（滋賀県・京都府） 丹後広域連携観光交流推進協議会（京都府） 奈良のむらづくり協議会（奈良県） 宝塚市集客交流推進協議会（兵庫県） | <ol style="list-style-type: none"> 鳥取観光戦略グランドデザイン推進会議（鳥取県） 隠岐島後地域広域連携観光交流推進協議会（島根県） 萩・益田・津和野圏域広域連携観光交流推進協議会（島根県・山口県） 東備讃瀬戸観光懇談会（岡山県・香川県） 秘境・四国のへそ三好観光交流推進協議会（徳島県） こんびら地域まちづくり型観光推進協議会（香川県） 南阿波観光振興協議会（徳島県） 南予広域連携観光交流推進協議会（愛媛県） 四万十川広域観光推進協議会（高知県） 県境中津・豊前・築上広域連携観光交流推進協議会（福岡県・大分県） 筑後川まるごとリバーパーク推進協議会（福岡県・佐賀県・熊本県・大分県） 雲仙市観光協議会（長崎県） 宇佐・国東半島広域連携観光交流推進協議会（大分県） 宮古広域連携観光交流推進協議会（沖縄県） |
|---|--|



第2章

2 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(1) 宿泊産業の活性化

平成18年度に引き続き、旅行者ニーズの変化に対応した泊食分離システムの導入等による宿泊産業の活性化に向け、作並温泉等全国4地域で実証実験を実施し、新たなビジネスモデルの確

立と全国への普及に向けたデータの収集・分析等を行った。

(2) 観光の振興に寄与する人材の育成

①観光カリスマ塾の開催

観光地域の活性化の核となる人材育成のため、全国各地の観光カリスマ^(注)を講師として迎え、成功のノウハウの伝授、現場体験活動等を行う観光カリスマ塾を、平成19年度は、広島県呉市等8地区で開催した。

②観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進

平成19年1月から観光学部・学科を設置する大学、業界団体、関係省庁からなる「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催し、課題認識の共有化等を進め、観光産業の中核を担う優秀な人材の育成を推進している。

③観光産業従事者の技能評価手法に関する調査事業の実施

平成19年度から宿泊業について、観光産業従事者のモチベーションの向上、多様化する訪日外国人旅行者のニーズへの対応や能力に応じた人材登用に資する新たな技能評価手法に関する調査を実施している。

3 国際観光の振興

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化

訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にするとの目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、魅力的な旅行商品を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって取り組んでいる。

中国については、19年が日中国交正常化35周年という記念の年に当たることから、日本からの直行便がある中国の都市に2万人規模の訪中団を派遣するとともに、これに呼応した、訪日団の受入れを実施した。また、19年9月の羽田＝虹橋（上海）間の旅客チャーター便が実現したこと等により、19年の訪日中国人旅行者数は推計で約94万人（対前年比16.2%増）となり、米国を抜いて、韓国、台湾に次いで第3位となった。

韓国については、19年が江戸時代に朝鮮通信使が初めて派遣されてから400周年に当たることから、これを契機とした交流事業等を実施した結果、19年の訪日韓国人旅行者数は推計で約260万人（前年比22.8%増）と大きく増加し、韓国への日本人旅行者数を上回ることとなった。

また、19年6月に中国・青島にて第2回日中韓観光大臣会合を開催するとともに、3国間の観光交流を22年までに1,700万人にするとの目標の達成に向けて、20年3月に米国・マイアミで開催されたクルーズ・コンベンションに3国共同で出展するなどの観光交流拡大策を実施した。

これらの取組みに加え、タイ、カナダ、インドとの関係における観光交流年の活用、国際会議、国際文化・スポーツイベントの誘致を通じた訪日旅行の促進等の取組みを実施した。

今後は、訪日旅行者の満足度を高めリピーターを促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカード共通化・相互利用化など旅行者の利便性の増進を図っていく。

(注) 観光地の魅力を高め、観光振興を成功に導いた人々として、関係省庁と連携した「観光カリスマ百選」選定委員会において認定された観光カリスマが全国で活躍している。

(2) 国際会議の開催・誘致の推進

平成18年9月の安倍前総理所信表明演説において、今後5年以内に、我が国の主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの目標が掲げられた。

また、19年5月に「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」が取りまとめられるとともに、19年6月に官房長官主宰の下、国際会議開催・誘致推進連絡会議が開催され、産学官一体となって国際会議の開催・誘致に取り組むこととされた。

これを踏まえ、国土交通省は、19年5月より一元的なコンサルティング窓口を開設し、開催都市とのマッチング、各種支援制度の紹介等の相談業務を開始した。また、国際会議の開催・誘致に係る情報が不足していることから、国際会議に関する調査を開始した。

今後は、開催国の決定権者に対する働きかけ等を行うため実施される説明会、レセプション等の誘致活動等について、国土交通省が共催することにより支援を行うとともに、国際会議適地としての我が国の認知度を向上させるため、コンベンション見本市への出展や、キーパーソンの招請等を実施していく。また、誘致戦略マニュアルの作成など、ソフトインフラの整備も実施する。

(3) 外国人観光客の受入れ体制の確保

路線名と駅名にアルファベットや数字を併記するナンバリング（番号制）が主に都市部の地下鉄等において実施されるなど、外国人旅行者の利便を図るための様々な取組みが公共交通事業者等により行われている。これら取組みのより一層の促進を図るため、「外客来訪促進法」では、公共交通事業者等に対し、情報提供促進措置^(注1)を講じるよう努力義務を課している。特に、外国人旅行者の利用が多く見込まれる区間は同措置を講じるべきとして国土交通大臣が指定し、該当する249事業者に対し情報提供促進実施計画の作成・実施を義務付けている。

また、平成19年度に、「外客来訪促進法」に基づき、地域限定通訳案内士試験の実施を内容とする岩手県、静岡県、長崎県、沖縄県を含む地区が定める「外客来訪促進計画」に同意するとともに、試験実施を支援した。

さらに、通訳ガイド団体が「通訳ガイドスキルアップ・プログラム」^(注2)に基づき実施する研修の推進や無資格ガイド対策等を実施し、通訳ガイドの利用促進を図っている。

他方、「国際観光ホテル整備法」に基づき、ハード・ソフトの両面から見て訪日外国人旅行者の宿泊に適したホテル・旅館の登録を行い、税制特例措置の適用等による支援を行っている。19年12月末現在、1,122軒のホテル及び1,965軒の旅館が登録されている。加えて、外国人旅行者の受入れ体制に関する仕組みの構築及び外国人に対する日本の魅力の発信といった努力に公的評価を付与することにより、訪日促進の諸活動が広がることを期待し、一層の外国人旅行者の訪日を推進するため、他の関係者の手本となる優れた取組みを行った者を「YŌKOSO! JAPAN 大使」として20年1月に国土交通大臣が17名を任命した。なお、19年度から3箇年で100名程度を任命する予定である。

(注1) 外国人旅行者が公共交通機関を円滑に利用するため必要な、外国語等による情報の提供を促進するための措置

(注2) 通訳ガイドが実務を行うに当たって必要となる実践的知識を向上させるための標準的研修プログラムを示したもの（19年3月策定）

4 観光旅行の促進のための環境の整備

(1) 休暇の取得促進・学校休暇の柔軟化等

休暇の取得と一体となった国内旅行の需要を喚起する諸方策について、平成19年2月より「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会」を開催し、同年6月に最終報告を取りまとめた。

また、(社)日本ツーリズム産業団体連合会は、特定の時季に集中しがちな連続休暇の分散化を促進するため「秋休みキャンペーン」を実施し、19年度は、ポスター等の広報活動等を実施した。

(2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進

ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を促進するため、平成18年から「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業検討委員会」を開催して課題の整理を行い、これを踏まえて20年3月に旅行商品及び観光地のユニバーサルデザイン化のためのガイドラインを策定した。今後は、シンポジウムの開催により一般消費者に対する啓発活動を実施することとしている。

(3) 観光地の情報提供のためのシステム開発等

観光客への情報提供の高度化による移動支援の先進的な取組みを支援するため、様々な観光情報提供手段が補完・連携できるような実証実験(まちめぐりナビプロジェクト)を実施しており、平成19年度は31地域を選定した。

(4) 旅行取引の多様化に対応した消費者保護への取組み

旅行に関する電子商取引市場の規模の拡大、技術の進歩に伴う形態の多様化に対応するため、平成18年に「旅行業における電子商取引に係る検討委員会」を立ち上げ、旅行取引における電子商取引を巡る消費者保護上の課題の整理、インターネット等による旅行契約の手順の標準化、「旅行業法」の適用関係の整理等を行った。これを踏まえ、旅行者に対しインターネットにおける取引に関し周知徹底を図るとともに、消費者に周知した。

(5) 海外旅行者の安全の確保

国土交通省は、外務省等と緊密な連絡をとりつつ、海外旅行者に対する渡航情報の周知徹底や、旅行者の緊急連絡体制の整備を図っている。

また、旅行者の海外における危機及び安全対策に関する知識の向上を図るため、リーフレットを活用した周知、啓発活動を進めている。さらに、平成19年度においては、国内外からの危険情報入手・安否確認方法についての実態調査等を実施した。

(6) 新たな旅行形態の創出等

新たな顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」の創出・流通促進を行うことで、観光を通じた地域の活性化、将来に向け成長可能性の高い観光産業の発展、旅行を通じた新たなライフスタイル創出と真に豊かさを実感できる国民生活の実現を図るべく、長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等の地域独自の魅力を生かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援している。

また、日本の歴史が育んできた文化や産業遺産等の観光資源を掘り起こし、活用することは、魅力ある観光地の形成や観光交流の活性化に資する。

このため、平成19年4月に有識者からなる「文化観光懇談会」を開催し、訪日外国人旅行者が歴史や文化に触れ体験することにより、理解を深め、知的欲求を満たす手法を引き続き検討している。

さらに、産業遺産等を活用した産業観光については、国内外からの観光客の誘致を積極的に図り、さらに推進するため、先進事例の調査等を行い、広く関係者に周知した。

(7) 観光統計の整備

従来の観光統計は、①官民の様々な主体が各々の手法・目的で統計を作成しており、包括的な統計が存在しない、②統計作成の上での統一的な基準がなく、地域間の比較ができない等様々な問題点が指摘され、観光政策の立案や検証に十分活用できていない。さらに、平成17年に開催された「観光統計の整備に関する検討懇談会」において、観光統計の体系的な整備の必要性が指摘され、宿泊旅行に関する統計を緊急に整備すべきとする提言がまとめられた。こうした現状を踏まえ、19年3月末から「宿泊旅行統計調査」(承認統計)を四半期ごと(第1回は19年1月～3月期)に実施し、都道府県単位で比較可能な延べ宿泊者数・延べ外国人宿泊者数等のデータを把握・公表している。また、19年10月より、都道府県間で比較可能となる新たなガイドラインの作成やTSAの導入について検討を行っている。

第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

国土交通省では、国土を一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、美しい国づくりに向けて取り組んでいる。

1 良好な景観の形成

(1) 景観緑三法に基づく取組みの推進

良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するため、いわゆる景観緑三法^(注1)が施行され、平成20年3月現在、「景観法」に基づく景観行政団体^(注2)は332団体に増加し、景観計画は81団体で策定されている。

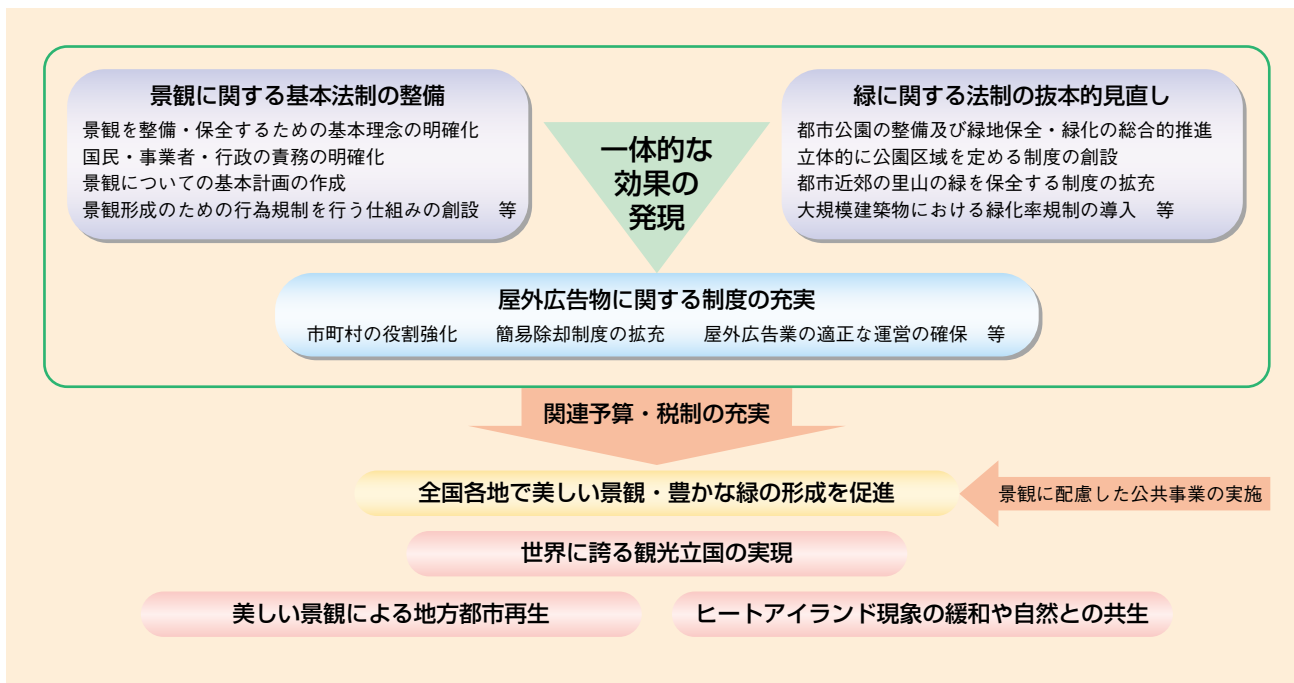
また、「屋外広告物法」の改正による屋外広告業の登録制度の導入や景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の制定(19年10月現在14団体で条例を制定済み)などの屋外広告物行政が進められている。さらに、「都市緑地法」に位置付けられた緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度(同年4月現在6地区で条例を制定済み)の活用による、良好な景観の形成と緑豊かで暮らしやすいまちづくり等を推進している。

なお、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく規制・誘導方策についても、地方公共団体による良好な景観の形成に配慮した運用が求められている。

(注1) 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律

(注2) 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事と協議、その同意を得て景観行政をつかさどる市町村をいう。

図表Ⅱ-2-3-1 美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための「景観緑三法」の整備



(2) 景観アセスメント（景観評価）システムの運用

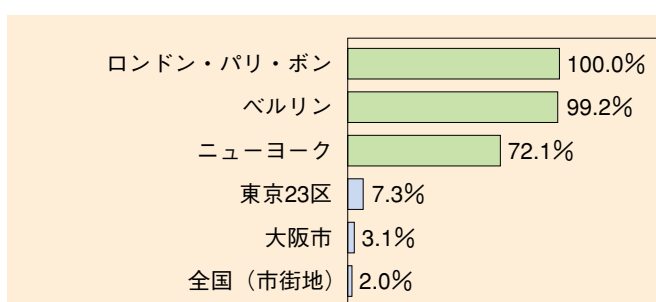
景観に配慮した社会資本整備を進めるため、事業の影響を受ける地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる景観アセスメント（景観評価）システムについて、平成19年度より本格運用を開始している。

2 誇りを持てる魅力的な景観形成

(1) 無電柱化の推進

都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全等を図るため、無電柱化推進計画（平成16～20年）に基づき、まちなかの幹線道路に加え、主要な非幹線道路も含めて面的に無電柱化を推進している。

図表Ⅱ-2-3-2 主要都市における無電柱化の国際比較



(注) 1 海外の都市は1977年の状況（電気事業連合会調べ、ケーブル延長ベース）
 2 日本は2007年3月末の状況（国土交通省調べ、道路延長ベース）

資料) 国土交通省

(2) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働のもと、道を舞台に、地域資源や個性を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とする「日本風景街道」を推進している。平成19年4月に日本風景街道戦略会議（委員長：奥田碩日本経団連名誉会長）において取りまとめられた提言を踏まえ、同年9月より、各地方ブロック毎に設置された風景街道地方協議会において風景街道の登録受付を開始しており、20年2月末現在、93ルートが登録されている。

(3) 水辺空間等の整備の推進

地域の特色を活かしたふるさとの川整備や桜づつみ等の水辺空間の整備や水辺利用推進のためのフットパスの整備等を実施し、水陸両用バスの運行等の湖面利用支援等も行っている。余暇の充実や健康増進への国民意識の高まりを踏まえ、今後、河川・砂防・海岸といった水辺の施設・空間を快適に周遊する取組みをハード・ソフトの両面から総合的に支援・推進していく。

また、新世代下水道支援事業制度により、公共下水道雨水渠等の空間を活用したせせらぎ水路の整備や、下水処理水をせせらぎ用水として活用するための施設整備等により、下水道の持つ施設空間や下水処理水を活用した水辺の再生・創出に取り組んでいる。

(4) 良好な景観形成を推進するための機動的な支援

良好な景観形成とこれによる観光立国の推進に資するため、歴史的街なみの保全や電線類の地中化等の良好な景観形成を図る各府省の事業に対して、景観形成事業推進費による年度途中の機動的な予算措置を行うことにより、効果的な実施の支援等を図っている。